

第141回青森県情報公開・個人情報保護審査会会議録（案件(1)公開分）

1 開催日時

令和4年12月23日（金） 13時30分～14時52分

2 開催場所

県庁舎議会棟6階第一委員会室

3 出席者

(1) 審査会 会長 森 雄亮

会長職務代理者 熨斗 佑城

委員 伊藤 健、加藤 徳子、香取 真理

(2) 事務局 総務部総務学事課

課長

工藤 正明

課長代理

森田 誠

文書・情報公開グループマネージャー（副参事）

田中 高寿

文書・情報公開グループサブマネージャー（総括主幹）

佐々木 克剛

文書・情報公開グループ主査

豊川 善久

4 案 件

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う個人情報保護制度見直しに係る条例整備について

5 概 要

会長 それでは13時30分になりましたので、審査会を始めたいと思います。

本日は、8件の諮問案件について審査を行います。

まずはじめに「個人情報保護制度の見直しに係る条例整備」の件についての審査に入ります。

本審査会は、青森県情報公開・個人情報保護審査会第9条の規定により、原則として非公開とされていますが、本件につきましては、審査請求事案に係る内容ではないため、青森県情報公開・個人情報保護審査会運営要領第8条の規定により公開で行うこととします。

それでは資料について、事務局から説明をお願いします。

事務局 「[デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う個人情報保護制度見直しに係る条例整備について]」の件について、前回の質疑応答、経過措置について及び答申案を配付し、説明]

事務局 まずは資料を確認させていただきます。まず資料目次と記載させていただいて

いるもの、資料1から資料2になります。そして、答申案の溶け込み版と見え消し版ということで2種類用意しておりますが、先日、事前に送らせていただいたものから、御意見等を踏まえて修正させていただいたものと、それを含めて、溶け込み版の2種類を配付させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

まずは、一番上の資料から御説明いたします。資料1として、これまでと同様に前回の審査会の質疑内容について振り返りをさせていただければと思います。

1 ページ目を御覧ください。まず一つ目としまして、「開示の実施について、開示請求書に開示を希望する日時、場所等を記載することができるかとされているが、例えば申請した翌日に開示を希望した場合も対応することとなるのか。」ということで御質問いただいております。回答としましては、開示請求書への記載事項はあくまでも希望日でありますので、実際の事務においては、必要に応じて開示請求者と開示日時について調整を行った上で、開示請求書を補正して、補正後の日時で開示することとなります。

二つ目、「開示文書の写しの作成・送付費用について、送付に要する費用が個人情報保護法施行令により徴収することとなったのは理解できるが、請求者に写しの作成・送付費用がこれまでどおり掛かるということをつかせるようにしてほしい。」ということで御意見をいただいておりますが、こちらにつきましては、請求者に対してはこれまでも写しの作成・送付が必要な場合は実費を負担してもらう旨を記載したチラシのようなものを作成してお渡ししております。引き続きそういったもので御案内していくこととしたいと考えております。

三つ目、「現行条例と新個人情報保護法の個人情報の範囲において、変更となるのは死者に関する情報のみという理解でよいか。」という御質問をいただいておりますが、いわゆるモザイクアプローチにつきましては、例えば現行条例においては、「他の情報と照合ができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの」と規定しておりますが、新法におきましては、「他の情報と容易に照合ができる」ということにされておりますので、こういった部分で個人情報の範囲が異なってくると考えられます。これにつきましては、後ほど資料2で御説明させていただきます。

四つ目、「口頭により本人に提供するとき」という場合に、試験結果以外にも拡大解釈されるおそれはないのか。」という御質問をいただきましたが、開示請求ではない手続で、本人に提供可能かどうかを判断する際は、他の不開示情報が含まれていないことが明らかであることが前提となりますので、そういったことを踏まえて検討していくことになるかと思っております。

五つ目、「行政機関等匿名加工情報について、証紙による納付以外の方法も検討できないか。」ということで、御意見をいただいておりますが、担当部局に確認したところ、現在は証紙により徴収することを基本としているということです。他の事務ではありますが、電子納付が可能となるものもあることから、証紙以外の納付についても少しずつ広がっていくものと考えております。

続きまして2ページ目の六つ目になりますが、「運用状況の公表について、試験結果等を口頭により本人に提供する場合についても公表に含めるのか。」という御質問をいただいておりますが、現行条例では、口頭による開示請求の件数につきまして公表

してきております。そして来年度からは、新個人情報保護法の規定により口頭による開示請求はできなくなりまして、口頭により本人に試験結果等の個人情報を提供することは、開示請求には含まれないということになります。これまでと比較できる形で公表すべきかどうかというところも含めまして、来年度からの運用状況の公表の内容については検討させていただきたいと考えております。

七つ目、「重要なことが法に規定されており、条例に規定されないのであれば、条例の名称はどのようになるのか。」ということで、具体的な名称については現在検討させていただいておりますということで回答させていただきました。

八つ目、「現行条例では事業者が取り扱う個人情報の保護について、次年度以降に事業者から相談があった場合は、個人情報保護委員会で対応することとなるのか。」という御質問をいただいておりますが、来年度からは基本的には個人情報保護委員会で対応することとなると考えておりますが、個人情報保護法第13条におきまして、「地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されておまして、県に対して事業者から相談があった場合には、条例に規定がなくても当然に対応していくことになると考えております。

九つ目、「現行条例と法で個人情報の範囲が変わることについて、今まで保護されていたものが令和5年4月1日以降に保護されなくなることも考えられるが、その点について検討しているのか。」という御質問がありましたが、現在保護されている条例上の個人情報については、令和5年4月1日以降も引き続き保護する必要があると考えており、必要な経過措置を規定する必要があると思っておりますが、そのような措置を設けることができるかどうかも含め、整理して、次回お示ししたいということで回答させていただいております。

続きまして、今の質疑内容の三つ目と九つ目に関連することになりますが、資料2で御説明させていただきます。

まずは、「経過措置について」ということで、1ページ目に大きな方向性として二つお示しさせていただいております。

一つ目は令和5年4月1日前において保有している現行条例上の個人情報については、新条例の施行後においても引き続き保護することとすること。

そして二つ目、現行条例による手続等で令和5年4月1日において完結していないものにつきましては、現行条例により処理することとなりますが、詳しい説明は2ページ目以降を御覧ください。

2ページで、国の個人情報の定義について御説明させていただいておりますが、今年度から国では個人情報保護法が適用されることに伴いまして、左上にイメージ図を記載していますが、生存する個人に関する情報であって、他の情報と容易に照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含むということとされております。

例えばで記載しておりますが、匿名加工情報等も他の情報と容易に照合できない情報は、個人情報の対象では無くなる等、個人情報の範囲が縮小すると考えております。

このことに伴いまして、個人情報の保護について国ではどう対応しているかという

ことで、右上の枠内に記載させていただいております。具体的には真ん中部分、「しかし、」以降の下線部となりますが、廃止前の行政機関個人情報保護法の下で、個人情報として保護されていた情報の内容を、その業務に関して知り得た者が、廃止後にそれをみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用した場合、それは個人の権利利益を侵害し、公務への信頼を失わせる行為であることから、刑罰により抑止されるべきであり、行為が行われた場合は刑事制裁が科されるべきと考え、こういったことを踏まえまして下の囲みにありますとおり、国ではデジタル社会形成整備法附則第3条におきまして、以下のような経過措置を設けています。以上が国での保護措置の状況となります。

続きまして3ページを御覧ください。本県の現行条例と個人情報保護法との対応となります。条例と法におきましても、死者に関する情報や、他の情報と容易に照合できない情報が、法で規定する個人情報に含まれないということとなりますので、この手当について検討する必要がありますが、この対応方法につきましては、右上の青囲みの下線部分に記載させていただいているとおり、条例で国と同様の経過措置に相当する規定を設ける必要があれば規定できるとされておりますので、引き続き保護すべき事項について、経過措置で規定したいと考えております。

こういったことを踏まえまして、1ページにお戻りいただきまして、令和5年4月1日前において保有している現行条例上の個人情報については、新条例の施行後も保護することとしますということが1番目となっております。

そして具体的にはポツで書かせていただいておりますが、令和5年4月1日前において知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務について、同日以後も継続して課すこととし、続いて現行条例に規定する違反行為が令和5年4月1日以後に行われた場合にも、現行条例と同様に処罰する。そしてポツの三つ目になりますが、新条例の施行前に行われた違反行為については、令和5年4月1日以後においても処罰するということとしたいと考えております。

続いて2番目になりますが、現行条例による手続等で令和5年4月1日において完結していないものについては、現行条例により処理することとしたいと考えております。

具体的には、令和5年4月1日前になされた開示請求、訂正請求又は利用停止請求に対しては、同日以後においても現行条例による開示、訂正、利用停止等を行うことといたします。ちなみにこの開示、訂正、利用停止等には、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等に対する審査請求についても含むということとしたいと思っております。

そしてポツの最後になりますが、令和4年度の現行条例の運用状況については、現行条例により公表することとしたいと考えております。令和4年度の現行条例については令和5年度に公表することとなりますが、その公表についてもこの手当によって現行条例で公表することとしたいと考えております。

説明は以上となります。

会長 ありがとうございます。

本日の資料の内容について、御質問、御意見等があればお願いします。
熨斗委員、どうぞ。

熨斗委員 確認になるのですけれども、法律の施行の4月1日より前に青森県が保有している情報について、法律の施行後の4月1日より後に開示請求があった場合は、個人情報定義とかも含めて法律の規定の定義に沿って対応するということになるということではないですかね。

事務局 はい。

熨斗委員 ありがとうございます。

会長 ほかにありますか。私からも確認ですけれども、デジタル社会形成整備法附則第3条は、2ページの右下に書いてあるような規定になっているわけですよね。

事務局 はい、そうです。簡略化はしていますけれど。

会長 これに関する部分も条例で設ける必要があるのですか。条例に附則か何かで。

事務局 設ける必要といたしますか、設けることができます。

会長 その設けることができるというのは、この第3条に書いてあるのですか。

事務局 いえ、これは国に確認しています。整備法の附則第3条は、あくまでも国の行政機関個人情報保護法の廃止に伴う行政機関個人情報保護法と個人情報保護法の間での経過措置になりますので、そこは地方公共団体の条例は関係ない規定ですので、それに相当する条例上の個人情報と個人情報保護法上の個人情報の違いに起因する保護について、条例の経過措置として規定することはできるというのが、国の回答になります。

実際、もう既に条例が整備されている県において、御紹介したような経過措置を検察庁協議も終えて規定をし、その条例が公布されているという県もあります。広島県とか、最近ですと宮城県がこういった経過措置を条例に規定しています。

会長 そういう条例を設けることは、個人情報保護法に書いてあるというよりも、法の趣旨に反しないから認めるというような見解が示されているということですね。分かりました。新条例でも附則で経過措置を定めるということが考えられるということですね。

事務局 はい。

会長 他は、今の資料について御質問等がありますか。

あと細かいところですけど確認です。資料1の1ページ目の一つ目の答えのところですけども、開示請求書への記載事項は希望日なのですよね。それで実際、事務においては開示請求書を補正した上で、別日を決めるということなのですか。この記載が希望日であれば、別に補正を求める必要が無いような気がしたものですから。

事務局 おっしゃるとおりですけども、そうなりますと開示請求書上の希望日と異なる日になりますので、別途、申出書等を取り直したりということが手続として出てくることになると思うので、そういう手続をなるべく少なくするために、運用として希望日を修正するというのが、一番開示請求者にとっても手間がかからないやり方と考えているということですね。

会長 要は、実施機関と請求者とのやり取りにおいて、この日でコンセンサスが得られたということを明確化するために、補正という形で促して、請求者に補正してもらうという形をとるとということですか。仮に補正に応じなかったらどうなりますかね。

事務局 原則的な手続をとっていくことになります。

会長 分かりました。他の点はどうでしょうか。

加藤委員 特に無いです。

会長 無いですか。分かりました。では、この資料については確認しました。ありがとうございました。

次は、この答申についてですね。答申については、当日いきなり読んでも意見を言うことが難しいということで、事前にメールで送付してあると思います。それでこの間に意見が寄せられたところを加味して、見え消し版では、赤字で反映していると。見え消し版を、校正終了後の通常の色にしたものがもう一つ付いているといった状況ですね。

まだ、この開催日の間に御意見等を事務局まで出してない方ももちろんいらっしゃいますし、何かあれば議論の上、今日完成させたいと思っているところですが。

加藤委員 送ってもらったファイルを始めの方しか見れなかったのですけれど、「答申に当たって」のところ、「行政サービスが後退しないよう」というのが入っていないと思いつつ黙っていたら、誰か送ってくださったみたいでありがとうございます。

事務局 最初から書いていいのかどうか正直迷ったところでした。一旦削って、入れた方がいいという御意見であればちゃんと入れるということで。ここは手間をおかけしてしまいました。

加藤委員 「現状を踏襲する」という言い方は、ポジティブに捉えられるのでしょうか。
この言い方は、ポジティブかニュートラルか。

会長 どうでしょうか。

加藤委員 感覚的に。

会長 先例を踏襲するといった場合には、プラスにもマイナスにもならず、先例のとおりと同じようにするという意味合いですよ。

熨斗委員 プラスでもマイナスでも無いような気はしますね。

加藤委員 無いですね。では、いいと思います。

会長 現状を踏襲するというのが、良いのか悪いのかというのは確かにあると思うのですよ。なので、その前に「決して後退させることなく」というのを入れることで、そういう意味での現状を踏襲という意味合いにしたと思われま。

加藤委員 分かりました。

会長 思われますというか私が意見を言ったところだから、あれなのだけれども。

熨斗委員 日本語的な話で、その段落の2行目に「個人情報保護制度見直しに係る条例整備に係る」と、「係る」が2回書いてあり、おかしくないかなとちょっと思いました。
何かありますか、いい方法。

会長 確かに、言われて今すごく気になりました。どうでしょう。

事務局 その部分は原案でいかがでしょうか。

会長 「について」。

熨斗委員 おかしくはないかなと。

会長 では「について」にしますか。

「答申に当たって」の全文はよろしいですか。他にも意見が無いようでしたら、順繰り見ていきますか。変わっているところがあるか。

第1の1と2の辺りは特段変更がないのかな。第1の2の手数料徴収の部分ですが、匿名加工情報のところの(3)で「施行令で定める額を標準として徴収することが適当である。」とありますが、ここはこの施行令で定める額を徴収するということでもな

いのですかね。定める額を標準とするということなので、別にこれ、拘束されるところまでは別でない。

事務局 説明資料でも、手数料は標準額と同額を徴収するというようなことで説明をさせていただいたのですけれども、改めて考えますと、例えば政令の手数料の額というのは、国の職員の人件費等をベースに積算されているものですので、国と地方の職員の人件費の違い等によって、同じように積算をしても全く同じ額にならないことも、厳密に考えると想定されるのかなと。

そういった違いによって標準額と異なることは、許容される部分であろうということで、お示しさせていただいたような表現にさせていただいております。

会長 従前の資料だと「標準額と同額を定める。」となっていたけれども、そこを若干柔軟な形での答申案の整備ということになっていた。県によって人件費等も違うし、適正額というのは計算しなければ分からないところもあるということですよ。

加藤委員 いいですか？

会長 どうぞ。

加藤委員 第1の1の(2)で、「その額を零円（無料）とし」とあるけれども、この零円って要りますか。元々に無かったのに「零円とは何？」と思いました。

事務局 法第89条第2項で、条例で何を決めなさいと言われていたかと言いますと、条例で額を定めることになっております。厳密に言いますと、零円であれば零円と書くことが必要だということで、答申書にそこを表現をさせていただいております。

加藤委員 あと漢字も使うのですか。算用数字ではなく。

事務局 答申上は横書きなので算用数字でもいいのですけれども。

加藤委員 ほかのところが算用数字を使っていますので、ここだけ急に漢字というのも。ありがとうございます。分かりました。

会長 公用文の用語の使い方としてこういう表記をするのでしたか。国で出されているものがありますよね。

事務局 横書きの場合は、いわゆる算用数字。

会長 縦書きの場合は？

事務局 縦書きの場合は漢数字。条例で書く場合は漢字で。

条例で書くと文章の中になってしまいますので、その時には漢数字になります。表だと「0」という表記もできるのですが、文章の中はどうしても「0」とは書けない。条例で書くような感じで書いたというだけですので、この答申書は算用数字の「0」で問題はありません。

会長 条例を意識した記載をやっているということですので。

加藤委員 分かりました。

熨斗委員 結論としては、算用数字に直すとかはない？

会長 どちらでもいいという意味なのですが、どうでしょう。横書きだから算用数字にしますか。この答申では数字に直すということで、ここはよろしいですね。

熨斗委員 先ほどの2番に戻って、手数料のところの質問ですけれど、額が国の施行令と変わるかもしれないということは、具体的な金額を条例に記載することになる可能性があるということなのですか。

事務局 条例上、必ず額を定めなければいけませんので、仮に政令で定める標準額と全く同じではなくても、書かなければならない。

熨斗委員 「政令の標準額とする。」とは書けないということなのですか。

事務局 そうです。

熨斗委員 分かりました。ありがとうございます。

会長 進んでいただいても大丈夫ですけれど、何か気になるところがあれば是非発言をお願いします。第2の3は結構修正がありますが、内容は変わっていないと思います。表記の問題ですけれども、「3 開示・不開示情報」の修正後(2)のところ、「法令秘情報」、「不開示指示情報」、「任意提供情報」を鍵括弧で囲っているのは何でしたか。

事務局 見やすいようにというぐらいの。

会長 そうですか。条例の引用とかだと鍵括弧で囲うのですけれど、これは、いわゆるですよ。

事務局 いわゆるです。

会長 これでもいいのか。これは表記の問題ではないのですか。

事務局 3種類ありますというのを明確に、見やすくというぐらい。

会長 分かりました。そこはあまり何も言いませんから大丈夫ですかね。

ちなみにも「ものとする」と「こととする」はどう違うのですか。

事務局 「ものとする」という場合は、しなければならないに近いニュアンスと言われていると思います。「こととする」はそうするというぐらいの感じですか。

会長 そこは厳密に条例とかでは書き分けられていると認識してよろしいですか。

事務局 はい。

会長 ほかにどうでしょうか。「第4 その他の事項」の1番で、全面的に案から修正がありますが、県民、事業者等の責務規定については新個人情報保護法で規定されるべき事項であり、事業者が取り扱う個人情報の保護に関しては新個人情報保護法で規定されていることから、置かないことが適当であるということだけだったのですか。

新しい方では、全国的な共通ルールが法律で定められており、条例で規定を置く必要がないので、規定しないことが適当であるということ、ちょっと踏み込んだことになってますが、ここは当審査会の考えとして、実質的に踏み込んだ表現か、そうでない表現かによって違うのかなと思うのですが。

この辺はちょっと皆さんの御意見を伺いたいと思います。

熨斗委員 消してある方ですけど、「新個人情報保護法で規定されるべき事項であり」と書いてあるのは、ちょっと違和感があって、法律に規定されるべき事項というけれども法律にない。法律には青森県民の責務規定は書いていないので、法律で規定されるべき事項と書いてあると、ちょっと違和感はあると思った。

法律で全国的に共通なルールになっていますというのを書けばいいのかなと思った。

会長 ちなみにこの原案を作ってくれたのは事務局ですけど、今のお話の部分について、案の趣旨というのを教えていただいてもいいですか。

事務局 基本的には修正後のものに近いのですが、前回のここの議論の中で、「法で書いてあるから要らない。」というような結論だったような気がしたのですが、厳密には先ほど熨斗委員がおっしゃられたとおり、事業者とか、国民の責務規定というのは個人情報保護法には規定が無い部分でしたので、法に規定されているから要らないという答申はちょっと書きにくいというところで、そういったものは根拠法令で責務規定というのは定められるべきであることは、実際に書いてあるかどうかはとも

かく、法の施行のための条例で書くような内容ではないというところで原案を作らせていただいたということになります。

どういう表現にすればいいのか悩んだところで、今回こういうふうにしてはどうかというお示しをいただいて、これが言いたかったというところがありましたので、非常にありがたいと思っています。

会長 原案よりも明確になったのではないかという意味合いが強いですかね。

この点の御意見はありますか。事業者等のことについて、何らかの形で規定を置いている県とかもあるのですか。

事務局 今後ですか？

会長 今後を含めて、要は、この答申の段階で置く必要はないと言い切るのが、今後必要性が出てきた時に、この審査会で必要性がないという意見を述べることの影響とかは大丈夫ですかね。

事務局 大丈夫だと思います。

会長 今必要がないと言っても、将来的に必要ながあればまた違うと。その時の立法に基づいてやるということですね。理解をしているということであれば特段いいですね。

事務局 法律上は「努めなければならない」としか書いていなくて、具体的に県として積極的にこういうことをしなさい、ああいうことをしましょうというのを書くというのはあるかもしれません。

事業者が個人情報保護のために、こういうことをやりなさいとか、こんなことをしなさいというのは、よく条例の中で書くというのがありますので、今現在そこまで具体的に書くようなものはないということからすれば、必要性がないのかなと。

会長 そうですね。こう書いたからと言って、後の条例制定を妨げる意味はないということは、ここで確認をしておきたいところがあります。別に書かなくてもいいです。ここは議事録に残るだろうということ。

そのほかにはいかがですかね。よろしければこの赤字修正のとおりということ。

そのほかには、経過措置についても今回加わってますけれど、このような形でよろしいですかね。

香取委員 ちょっと言葉が。

会長 お願いします。

香取委員 違和感があるところはほとんど直ってきたのですが、整合性を確保する

という対になってある表現が何度かあって、例えば7ページにはいっぱい出ていて、「整合性を」と考えると「担保」という言葉と一緒に使うことが多かったのですが、法律では「整合性を確保」という、コロケーションと言うのですが、整合性を確保と一緒に使うのであれば、それで構わないと思うのです。

例えば図やグラフの形式を変えても担保できるような形で提出してくださいとか、自分としては、そんなふうに使っていたので、「整合性」と「確保」というのが、確実に手に入れること、失わないようにしっかり保つこと、確かにそうだなと思うのですが、整合性ということに補うという意味であれば、担保なのかなと思った。

前回もどうなのだろうと思って、送られてきたものには「整合性」と「確保」がいっぱいくっついていたので、ちょっと気になったところです。もし、そちらの方が正しいければこれで構わないと思います。

事務局 個人情報保護法の規定の中で「整合性を確保するため」という表現がありますので、今回は法律上の表現、「確保」というものを使わせていただいているということになります。

香取委員 分かりました。

会長 言われてみれば、日常生活ではあまり使わない言葉だけということですかね。ただ法令にあるのであれば、今回の答申には使ってもよさそうですね。

加藤委員 今の続きでいけば、「整合性を確保」と「整合を確保」の2種類がこのページにあります。何か違いがありますか。例えば(1)であれば「整合を確保する」で(4)であれば「整合性を確保する」。

事務局 法律の中では、「整合性を確保」と言っています。

加藤委員 法律の中の運用ですね。

事務局 言葉として。考え方としては、答申上も全部「整合性を確保する」と「整合」の後ろに「性」を付けるという判断もあるかもしれません。

加藤委員 そちら辺はどうですか。

会長 「整合を確保」と「整合性を確保」は、何か使われる場所が違うような気がしないでもないですね。

熨斗委員 多分、変わらないかなと私は思いました。どちらでもいいのかなと。

会長 両制度間の「整合性を確保」、両制度間の「整合を確保」。同じかな。法令に表現

があるので「整合性」にしますか。香取委員、「整合性」でどうでしょうかね。

熨斗委員 性質とかを特に表す時、〇〇性を付けると書いてありましたけれど、整合する性質とか整合する傾向を表すために性を付けるのかどうかということ。

香取委員 辞書には、「整合性」と引こうとすると、違う矛盾性というか。

会長 「整合性」でどうでしょうか。いいですか。

熨斗委員 「整合性」でいいのではないかと。

会長 「整合性」で統一しましょう。「整合」と「整合性」はどうやら同じ意味だということであれば、少なくとも当審査会では別にここを分ける必要がないと考え、「整合性」にしましょう。この(1)で「性」を入れるということですね。

加藤委員 いっぱいある。

会長 どこでしょうか。

加藤委員 全部見つけられていないと思います。検索をかけた方がいいと思います。(4)の一番最後、「開示・不開示情報の「整合」もある。

熨斗委員 二重四角囲みの部分も、そもそも「整合を確保」でやっているもので、別のページもあるかもしれないです。16ページとかにもあります。データで直した方が早い。

加藤委員 検索をかけて。

伊藤委員 16ページの四角囲みのところは、「整合を図る」という意味なので、これが「整合性を図る」だとおかしくなると思いますけれど。

事務局 表現としては、「整合性を確保する」も統一するということですか。

会長 そうか。「整合を図る」ですね。

熨斗委員 ちなみに「整合を図ってきたところ」で、その文の一番最後は「整合を確保する」だと。

加藤委員 「整合を図ってきたところ」と言いたい感じは分かります。

熨斗委員 「整合を図ってきた」という点は努力してきましたと、「整合を確保してきた」

だと、もうやっていたと。

会長 やっぱり「整合」と「整合性」は違う。「整合性」と言ったら状態を言うけれど、「整合」というのは「整合を図る」こともできる。ちょっと違うのか意味が。

熨斗委員 整合性を図るもそうですよね。伊藤委員がおっしゃったとおり。

会長 図るとかに続く文は「整合」のままで、確保するは全部「性」を入れますかね。「整合性を確保」というのは統一して。「整合を図る」は、整合性のあるその状態を確保するということだから、ちょっとニュアンスが違う。ではそういうふうに、確保するものは「整合性」ということで。

事務局 一応確認ですけれど、16ページの四角囲みの①は「整合性を確保する」でいいですか。

熨斗委員 答申書の内容として、努力しましょうよりも、確保しますの方がいいような気もする。

会長 「整合を図る」ことを答申するのではなくて、「整合性を確保する」ことを答申した方がいいのですかね。では、「整合性を確保する」。

加藤委員 その途中過程として、整合を図ってきたはありだと。

会長 それで良さそうですね。他に事務局からも確認点とかありませんか。

事務局 7ページの「開示・不開示情報」の部分ですけれども、内容的に特に変わっているところではないので、問題はないのですが、(3)の条例で定めることが許容されている事項という範疇で、公務員等の氏名についても条例で定めることができるというのが法律の条文の中であって、でもそこで定めなくても大丈夫ですという流れになっているかと思えます。その条例で定めることが許容されているというのがちょっと読みづらいのかなと思ったのですけれども。その部分は、それを前提として最初から書かないということでもよろしいですかね。

当初の案では、条例で書くことを定めることができるというのを書いておいて、でもそっちでやらなくても読めるということを書いてあったのですけれども、そこは取って書かなくても、当然にこの許容されている項目の中に書いてあるから、それは前提だということ。

会長 この赤字が入る前の案だと、第78条第2項というものがあることを前提に、公務員の氏名についても第78条第2項で新しい条例の規定を設けることで開示すると定めるという方法もあるということが明示されている。

事務局 そうですね。

会長 けれども、法令等で開示されるから定める必要がないという論理だったということですね。

事務局 流れとしてはそういうことです。それはもう前提になりますので、敢えてそこまで書かなくてもということであれば、問題はないかなと思います。

会長 この修正案を出したのは私だったので、ちょっと付け加えて説明すると、この(3)については、新個人情報保護法ができましたという段階で、公務員等の氏名は開示されるわけです。そこでもう話が完結するだろうということから、第78条第2項で規定を設けるといって、新しい条例を設ける話に行く前に、論理的に片付いてしまっていることから、この第78条第2項の話をおざと飛ばしたのです。その方が論理としてすっきりするから読みやすいかなと思ったのですけれど。

事務局 そうだとすると、逆に全く書かなくてもいいのかなと。

会長 そうですね。だから第78条第2項については書いていないですよ。その公務員等の氏名については。

事務局 そもそも公務員等の氏名についての説明自体を書かなくてもいいのかなと。

加藤委員 ここ全部が無くなればいいですか。

事務局 今の話であれば。

会長 論理としては、(2)に書いてあるとおり、表面的には差異が出る。矛盾すると書かなかったのは差異があると。だからちょっと検討したという形にしたのです。

これ実質的な話をする、(3)に書いておいた方がいいと思うのは、疑義が無いように、こういうふうな解釈するから問題無いというのを、答申として書いておいた方が、実際の立法のときにも資するだろうし、当審査会としてはこういう解釈でこういう答申をしたというのが分かるのでということで、書きたいは書きたいです。

でも第78条第2項は、検討した方がいいのかな。そこら辺はどうでしょうか。ここは大分書きぶりが変わったところなので、御意見をいただいた方がいいですね。

熨斗委員 例えば一つの案ですけど、(3)を(4)の下にもってきて、「なお、公務員等の氏名については、これこれこういう理由で」と、なお書きみたいに。

会長 (4)の後にもってくるのはどうしてですか。

熨斗委員 第78条第2項として検討するのは、まず（4）かなど。ここでは、先ほど課長がおっしゃたとおり、載せなくてもいい情報ではあるのだけれど、載せておくという意味で、なお書きにするという趣旨。

会長 載せないとすれば（2）の部分でも、公務員等の氏名が除外されないことも除くということですよ。

熨斗委員 そうですね。差異はありますよね。

会長 差異はある。これ全部をピックアップしているのですね。（4）の後にもってくるという話がありましたけれど、実はこの（4）の法令秘情報等に関しては、第78条第2項の後段というか不開示情報の整合性で確保されているかどうかで、第78条第2項の前段が開示情報の整合性なのですよ。

実は第78条第2項後段の説明だけになっているため、（4）の後にもってきたとしても、第78条第2項前段の話もしないといけなくなるということで、あまりすっきりしないような。

事務局から御指摘いただいたのは、第78条第2項というのができたので、実質的な検討を加えた形にした方がいいのではないかとということでもいいですか。

事務局 実質的な検討をしたけれども、そもそもこれだからという結論だけを書いていると考えれば、これで大丈夫と思いますけれども、この項目だけでかなり書かれていますので、これにさらに書いてしまうと大変かなと思いますので、1ページに収めるにはこれでもいいのかなと思います。

会長 これは論理からすると、不整合が生じている場合が第78条第2項なので、実は差異があるけれど不整合は生じてないという論理なのです。だから不要だろうと言ったのですけれど。

ただ新しい条例ができて、そこを検討した形を残すということであれば、例えば公務員等の氏名については第78条第2項によって新たなものを設けることも考え得ると。しかしながら、そもそも法令等で開示されるものであるから不整合は生じていない、よって必要ないという検討過程を示すかどうかということですね。

そこはどうだろう、どっちがいいかな。今の話について他にないですか、大丈夫かどうか。すごく込み入った話なのですけれど、香取委員とかどうですか、初めて聞いて、事務局と話している意味は分かりますか。難しいですよ。私は昨日うんうんと色々考えて頭を整理した部分もあって。

今のところを少し説明すると、まず順番としては、開示・不開示の整合性を確保しましょうということなわけですよ。それが大前提にあって、それで今度からは新個人情報保護法が適用されるわけだからそっちを見ましょうと。それで残った方の情報公開条例を見比べてみましょうと。

そうしたら、公務員の氏名が違うということと、後は法令で秘密にするべき情報は不

開示というのも違うとか四つほど違いがあるということなのですね。

ここで、どうすると言ったときに、新個人情報保護法の不開示を定めている第78条第1項ですけれども、第2項にはその情報公開条例と矛盾する場合には規定を設けていいという条文があるのですね。開示については開示を揃えるもの、不開示については不開示を揃えるものと、これについては規定していいというのが第78条第2項に書いているのですね。

まずは公務員の氏名については第78条第2項で、条例で、新個人情報保護法の開示情報と情報公開条例の開示情報を揃えようということは検討することになるのではないかと御指摘です。

ただ、それが書かれてないのはなぜかと言うと、修正後の(3)の説明ですが、実は新個人情報保護法と情報公開条例を見比べて、確かに公務員の氏名は、新個人情報保護法では開示されないのかなと思うけれども、実は新個人情報保護法第78条第1項の不開示情報の例外で開示されるというのは、第78条第1項第2号イで、法令の規定により知ることができる情報であれば、そもそも開示されるのですね。

そうすると、法令の規定によって開示されるのではないかと。だから情報公開条例と新個人情報保護法で公務員の氏名が開示されるかどうかは、違うように見えていて、実は第78条第1項第2号イに当たるから、やっぱり新個人情報保護法でも公務員の氏名は開示されますという結論になるのですね。

そうすると、条例で定めるという以前に、そういう解釈がとられていけばいいのではないかと。整合性が確保されているのではないかと結論になるということを行っているのですね。

今、事務局から御意見があったのは、そうだけれども、第78条第2項で条例で新たに定めてもいいということになっているのだから、検討しなければいけないのではないかと。検討したという形を残した方がいいのではないかと御指摘をいただいたということですね。

そういうところの差が、今日はホワイトボードがないので口だけで説明するとそうなる。どっちがいいのかなと。伊藤委員、どうでしょうか。

伊藤委員 検討過程を残すかどうかということですよ。

会長 そうですね。第78条第2項の話を、公務員の氏名についても検討したというのを反映させる。

伊藤委員 1ページでまとめるという縛りは？

事務局 特にないです。

伊藤委員 検討過程は示した方がいいかなと思う反面、このページだけすごく重いことになりそうですね。他のところはそんなに検討せずにいけるものであって、ここだけ色々複雑ですというのは、区別はできるかなと思うのですけれど、このページだけ

多くて、丁寧なのはもちろん入れた方がいいような気はします。

加藤委員 そもそも情報公開条例にしても、開示・不開示情報の規定は、例外の例外の例外みたいな感じで複雑に入り組んでいますよね。そういう性質のものだから、どうしてもこのページがこんなふうになるのは、大事な部分でもあるし、別にいいのではないかなと思います。

会長 第78条第2項の公務員の氏名について、検討をしたということを入れておくのはどうかという点はどうしますか。

加藤委員 先ほど会長が疑義が無いようにとおっしゃっていたから、いいのではないかなと思いますが。

会長 疑義が無いように入れておいた方がいい？

加藤委員 入れた方がいいという意味でしたよね。そういうわけでもない？

会長 私は論理的に完結しているから入れなくてもいいのではないかという意見だったのですが。ただ、新個人情報保護法ができて、この条文との関係はどうか検討したということを残しておいた方がいいのではないかということですよ。

案としては、例えばこのうち公務員の氏名については、新法第78条第2項により整合性を確保する規定を設けることも考えられる。しかしながら、そもそも青森県情報公開条例では開示されるものであることから、これこれこれに該当して開示されるから不整合は生じていないのであると。そういう文脈にするということですね。いいですか。

事務局 イメージとしては、書くとすればそのような感じになると思います。

会長 そうしますか。

熨斗委員 入れていいのではないですか。

会長 みなさんその方が良さそうという御意見なのでそうしましょう。ではここは今言ったような形で、具体的な文言は一任いただいて完成させますので、あとは何か要検討箇所はありますか。

事務局 1ページ「答申に当たって」の表記の話だけですけれど、第2段落、「また」から始まる基本方針の部分で、その段落の4行目「個人情報等については、」の次の「法」、それから、「規律が適用されることに伴い、」の次の「法」というところです。

それから、3段落目の3行目、見え消し版の赤書きのところの、「法の趣旨を踏まえ

つつ、」の「法」の3か所を、「新個人情報保護法」に修正させていただきたいと思
います。

会長 3段落目の、この「法」を変更するということですか。

事務局 基本方針上は「法」と書いているのですけれども、特段ここを鍵括弧で引用し
ていなかったのも、答申上は「新個人情報保護法」という。と4行目で言っていました
ので。

会長 そうですね。「法」を全部「新個人情報保護法」に直すということですね。

事務局 3か所。

会長 3か所ですね、なるほど。

事務局 3段落目の「整備に係る諮問を受け、法の趣旨を踏まえつつ」の「法」です。

会長 2段落目の「法の規律が適用されることに伴い、法の趣旨を踏まえつつ」と、基
本方針3の(1)をそのまま抜き書きしたものだけでも。

事務局 鍵括弧で引用していませんでしたので。

会長 確かに「新個人情報保護法」と書かなければいけないですね。分かりました。で
は、ここは追加ですね。その他は良さそうですか。

熨斗委員 今のところの「新個人情報保護法の規律が適用されることに伴い、新個人情
報保護法の趣旨を踏まえつつ」となると長い気がして。例えば「その趣旨を踏まえつ
つ」とか、「同法の趣旨を踏まえつつ」にしたら短くなるかなと。

会長 確かにくどい。同法でもいいのですかね。

事務局 基本略称を置いたときに、その略称を同法では受けないというものですから、
確かにくどくはなるのですが、略称を置けば、そのまま書かざるを得ないかなと。

会長 「その」にするのも、ここ引用だからしづらいですよ。では、長いけれど。

あとは大丈夫そうですか。何かあれば今日答申になるので、いいですか。

皆様、短い期間でしたが、色々な御意見を頂戴して答申に至ることができました。
ありがとうございます。最後の字句修正や細かいところは事務局と私に一任していた
たくことにして答申といたします。

それでは15時まで休憩を取りたいと思います。